

資料 1

令和 3 年度 第 2 回
岡山市国民健康保険運営協議会

令和 4 年 1 月
保健福祉局保健福祉部国保年金課

目 次

I 議 事

(1) 令和4年度国民健康保険費特別会計予算(案)の概要

1 岡山市国民健康保険被保険者数の推移P1
2 療養の給付の推移P2
3 国保特別会計収支の推移P3
4 保険料率の推移P3
5 令和4年度当初予算(案)歳入・歳出の部P4
6 国保事業費納付金と保険料予算についてP6
7 令和4年度保険料収納対策重点事業についてP11
8 医療費適正化対策P13

(2) 岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)についてP16
----------------------------------	----------

II 報 告

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する保険料減免等の状況について

1. 国民健康保険料の減免実績についてP18
2. 傷病手当金支給実績についてP18

(2) 医療費の状況についてP19
----------------	----------

(3) 保険者努力支援制度の取り組み状況P20
----------------------	----------

(4) オンライン資格確認の導入についてP26
----------------------	----------

(5) 保険料水準の統一に係る取り組み状況P28
-----------------------	----------

II 議事

【余白】

議 事（１）令和４年度国民健康保険費特別会計予算（案）の概要

1. 岡山市国民健康保険被保険者数の推移

被保険者総数は継続して減少傾向にある。内訳では、70歳以上の被保険者が増加している。

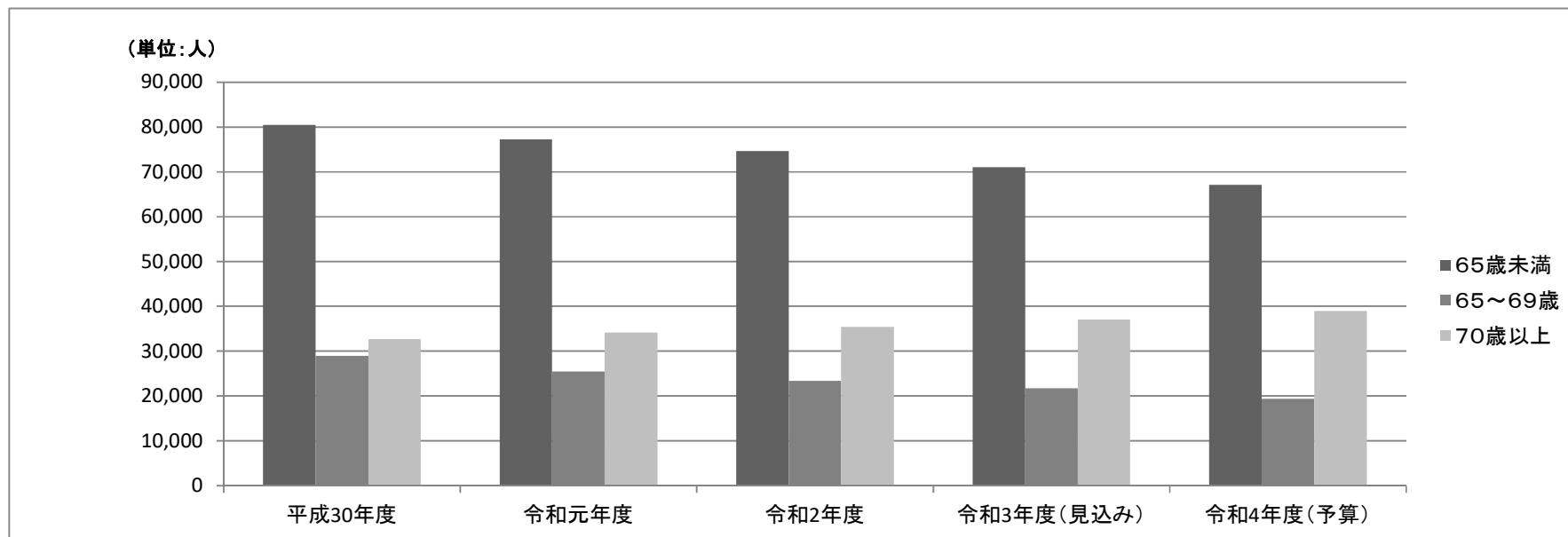
○平均被保険者数の推移（3～2月平均）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度（見込み）	令和4年度（予算）
65歳未満	80,472	77,240	74,643	71,036	67,120
対前年度（%）	94.96	95.98	96.64	95.17	94.49
65～69歳	28,932	25,511	23,376	21,763	19,400
対前年度（%）	90.26	88.18	91.63	93.10	89.14
70歳以上	32,687	34,152	35,408	37,063	38,940
対前年度（%）	105.59	104.48	103.68	104.67	105.06
被保険者総数	142,091	136,903	133,427	129,862	125,460
対前年度（%）	96.17	96.35	97.46	97.33	96.61

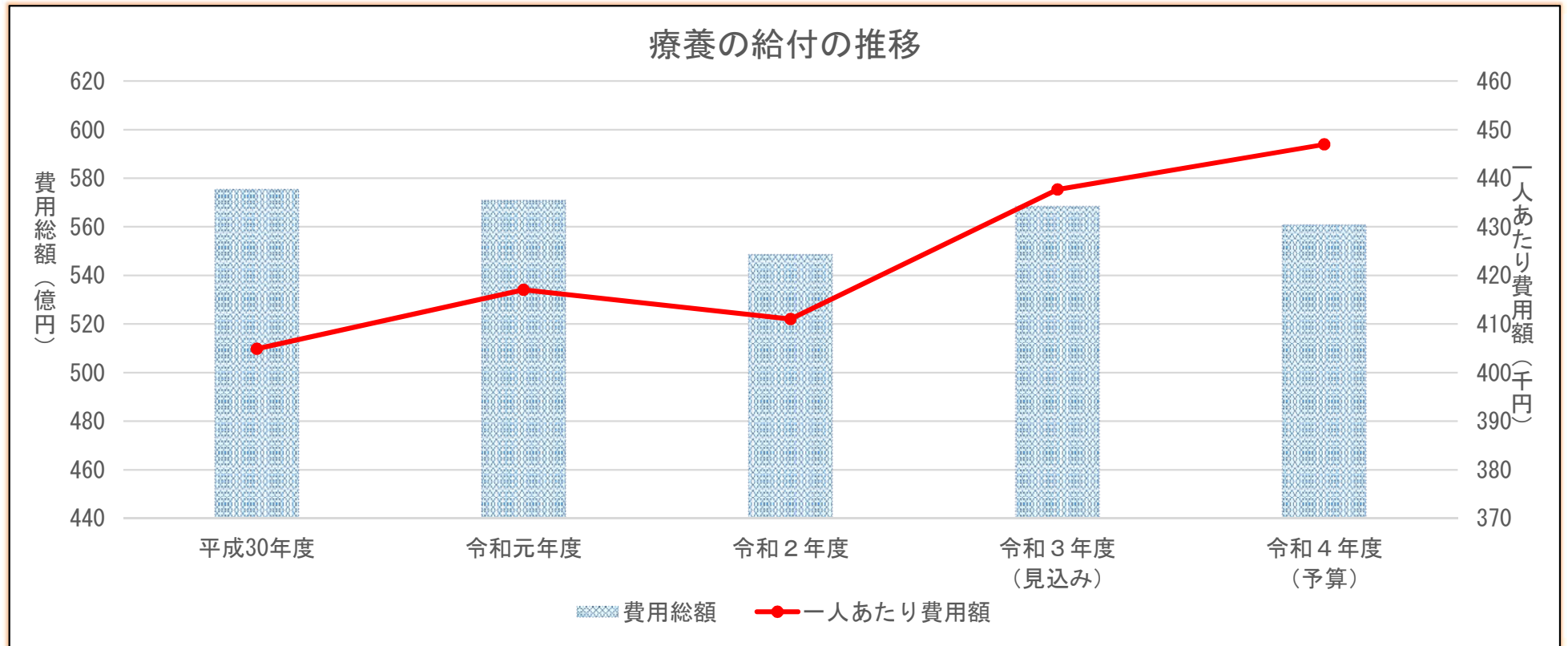
○平均世帯数の推移（3～2月平均）

世帯数	92,712	90,646	89,333	87,021	84,435
対前年度（%）	97.53	97.77	98.55	97.41	97.03



2. 療養の給付の推移

	平成30年度	対前年比	令和元年度	対前年比	令和2年度	対前年比	令和3年度 (見込み)	対前年比	令和4年度 (予算)	対前年比
費用総額 (千円)	57,531,045	97.34%	57,091,982	99.24%	54,851,715	96.08%	56,839,461	103.62%	56,074,660	98.65%
一人あたり費用額 (円)	404,889	101.21%	417,025	103.00%	411,047	98.57%	437,691	106.48%	446,952	102.12%



3. 国保特別会計収支の推移

(単位:千円)

年度	H29決算	H30決算	R元決算	R2決算	R3予算	R4予算
歳入計①	83,877,052	71,280,055	71,306,364	67,629,192	67,405,351	67,279,820
歳出計②	82,882,963	70,673,792	71,033,486	66,764,490	67,405,351	67,279,820
③ 歳入 - 歳出(①-②)	994,089	606,263	272,878	864,702	0	0
④ 歳入のうち法定外繰入	1,100,000	1,320,000	1,520,000	500,000	700,000	626,159
⑤ 歳入のうち基金繰入金	0	40,000	600,000	0	0	201,430
⑥ 歳入のうち繰越金	2,145,981	994,089	606,263	272,828	37,000	37,000
前年度繰上充用金(累積赤字額)	0	0	0	0	0	0
繰越明許費	0	0	0	0	0	0

※R3予算は当初予算額 ※R4予算は予算(案)額

4. 保険料率の推移

年度	区分	所得割	増減	均等割	増減	平等割	増減	賦課限度額	増減
H29	(医療分)	0.0720	-	26,400円	-	21,120円	-	54万円	-
	(後期分)	0.0260	-	8,880円	-	6,960円	-	19万円	-
	(介護分)	0.0220	-	9,360円	-	5,280円	-	16万円	-
H30	(医療分)	0.0755	(+0.0035)	26,880円	(+480)	21,120円	-	58万円	(+4万円)
	(後期分)	0.0260	-	8,880円	-	6,960円	-	19万円	-
	(介護分)	0.0220	-	9,360円	-	5,280円	-	16万円	-
R元	(医療分)	0.0785	(+0.0030)	27,600円	(+720)	20,880円	(△240円)	61万円	(+3万円)
	(後期分)	0.0260	-	8,880円	-	6,960円	-	19万円	-
	(介護分)	0.0220	-	9,360円	-	5,280円	-	16万円	-
R2	(医療分)	0.0785	-	27,600円	-	20,880円	-	63万円	(+2万円)
	(後期分)	0.0260	-	8,880円	-	6,960円	-	19万円	-
	(介護分)	0.0220	-	9,360円	-	5,280円	-	17万円	(+1万円)
R3	(医療分)	0.0785	-	27,600円	-	20,880円	-	63万円	-
	(後期分)	0.0260	-	8,880円	-	6,960円	-	19万円	-
	(介護分)	0.0220	-	9,360円	-	5,280円	-	17万円	-

5. 令和4年度当初予算(案)歳入の部

(単位:百万円)

款	項	令和3年度 当初予算	令和4年度当初予算(案)		備考
				対前年増減額	
1 国民健康保険料		12,279	11,800	▲ 479	・国民健康保険事業の費用に充てるため、世帯主などの納付義務者から徴収 ・医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分かれている
	1 国民健康保険料	12,279	11,800	▲ 479	
2 国民健康保険税		0	0	0	・旧合併4町における合併以前に課税された保険税の滞納繰越分
	1 国民健康保険税	0	0	0	
3 一部負担金		0	0	0	・一部負担金の猶予を行った際の受入れ
	1 一部負担金	0	0	0	
19 国庫支出金		8	24	16	・事務費補助金
	1 国庫負担金	0	0	0	
	2 国庫補助金	8	24	16	
20 県支出金		48,577	48,919	342	・普通交付金:保険給付に要した費用が県から交付されるもの ・特別交付金:市町村ごとの個別の事情、事業に応じて交付されるもの
	1 県負担金	0	0	0	
	2 県補助金	48,577	48,919	342	
21 財産収入		14	16	2	・国民健康保険事業基金に利子が発生した場合の受入れ
	1 財産運用収入	14	16	2	
23 繰入金		6,168	6,178	10	・一般会計からの繰入金
	1 他会計繰入金	6,168	5,977	▲ 191	
	2 基金繰入金	0	201	201	・基金からの繰入金
24 繰越金		37	37	0	・前年度からの繰越金
	1 繰越金	37	37	0	
25 諸収入		322	306	▲ 16	・保険料の延滞金や、国保資格喪失後の受診に係る不当利得の返還金、第三者行為による損害賠償金など
	1 延滞金加算金及び過料	65	65	0	
	3 貸付金元利収入	88	72	▲ 16	
	10 雑入	169	169	0	
歳入合計		67,405	67,280	▲ 125	

5. 令和4年度当初予算(案)歳出の部

(単位:百万円)

款	項	令和3年度 当初予算	令和4年度当初予算(案)		備考
				対前年増減額	
		773	781	8	
1 総務費	1 総務管理費	705	713	8	・国民健康保険事業の運営に係る費用
	10 運営協議会費	1	1	0	
	15 特別対策事業費	67	67	0	・収納率向上特別対策事業、医療費適正化特別対策事業に係る費用
		48,224	48,498	274	
5 保険給付費	1 療養諸費	41,566	41,835	269	・療養の給付費、療養費
	5 高額療養費	6,399	6,398	▲ 1	・限度額を超えて一部負担金を支払ったとき、その超えた額を返還するもの
	7 移送費	1	1	0	・移動困難な患者を医師の指示により、緊急的な必要性があつて移送する場合に支給されるもの
	12 出産育児諸費	210	210	0	・国保被保険者が出産したときに、出産育児一時金を支給
	15 葬祭諸費	46	46	0	・国保被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者に対して葬祭費を支給
	16 傷病手当金	2	8	6	・国保被保険者が新型コロナウイルスに感染又はその疑いがある場合に療養するため労務に服することができないときに支給
		17,621	17,212	▲ 409	
7 国民健康保険事業費納付金	1 医療給付費分	12,336	12,008	▲ 328	・県において保険給付費等交付金に充てるための各市町村が納付
	2 後期高齢者支援金等分	3,852	3,740	▲ 112	・後期高齢者医療制度への拠出金として、各医療保険者が負担するもの
	3 介護納付金分	1,433	1,464	31	・介護保険第2号被保険者分の納付金を保険者が納付
8 共同事業拠出金		1	1	0	
	1 共同事業拠出金	1	1	0	・退職者医療制度該当者把握のための被用者年金受給者一覧表を作成費用に充てるもの
		386	401	15	
10 保健事業費	1 保健事業費	386	401	15	・保健事業の実施に要する費用
		14	16	2	
12 基金積立金	1 基金積立金	14	16	2	・国民健康保険事業基金への積立に要する費用
		385	370	▲ 15	
15 諸支出金	1 貸付金	87	72	▲ 15	・高額療養費、出産育児一時金の一部を貸し付けるもの
	5 償還金及び還付加算金	297	297	0	・国庫への償還金など
	15 雑出	1	1	0	・指定公費負担金
20 予備費		1	1	0	
	1 予備費	1	1	0	
歳出合計		67,405	67,280	▲ 125	

(1) 6

令和4年度

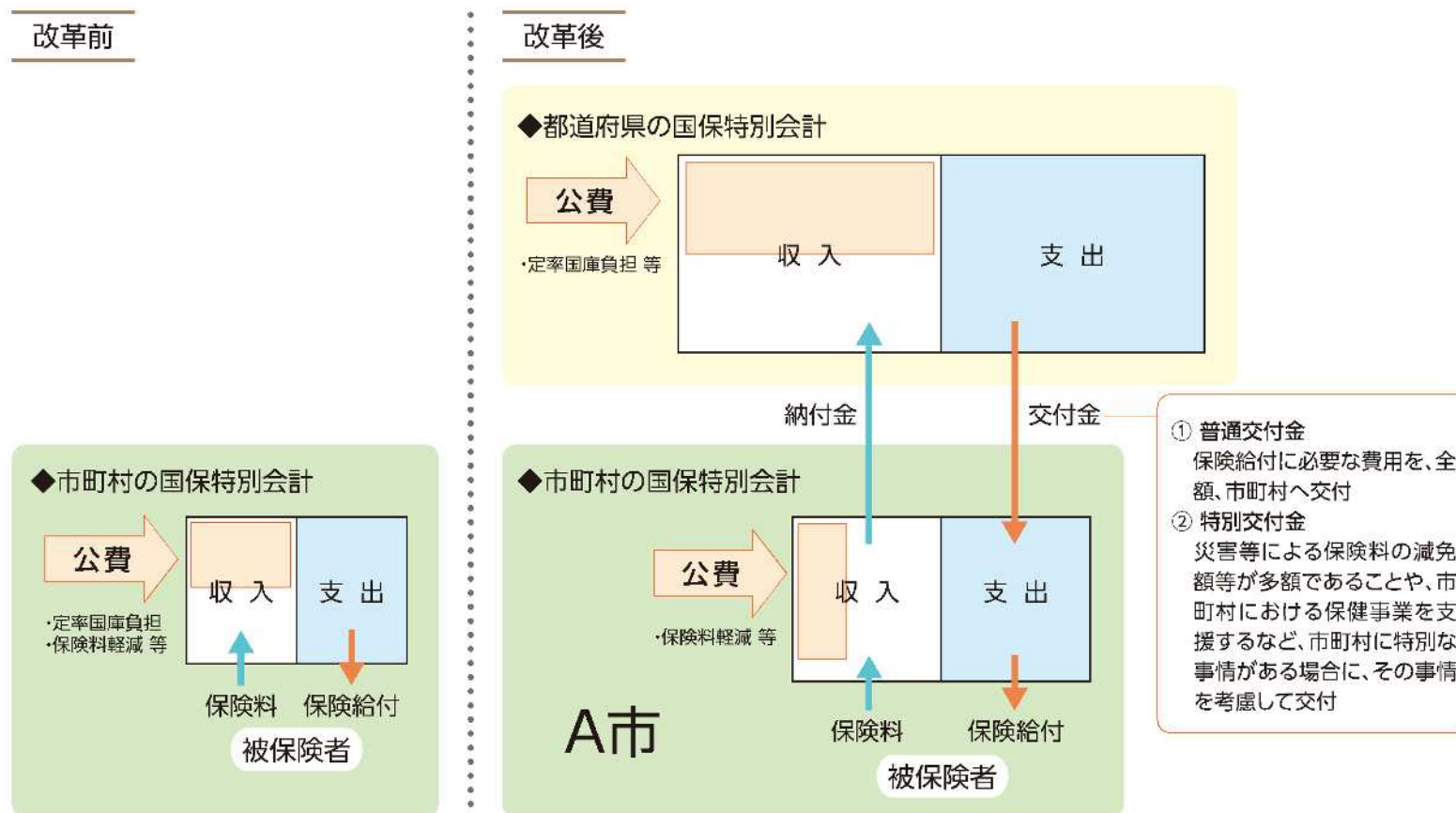
国保事業費納付金と保険料予算について
〈本算定時〉

国保財政の仕組み(H30～)

○平成30年度の国保制度改革により、**県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定するとともに、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。**

※県にも国保特別会計を設置

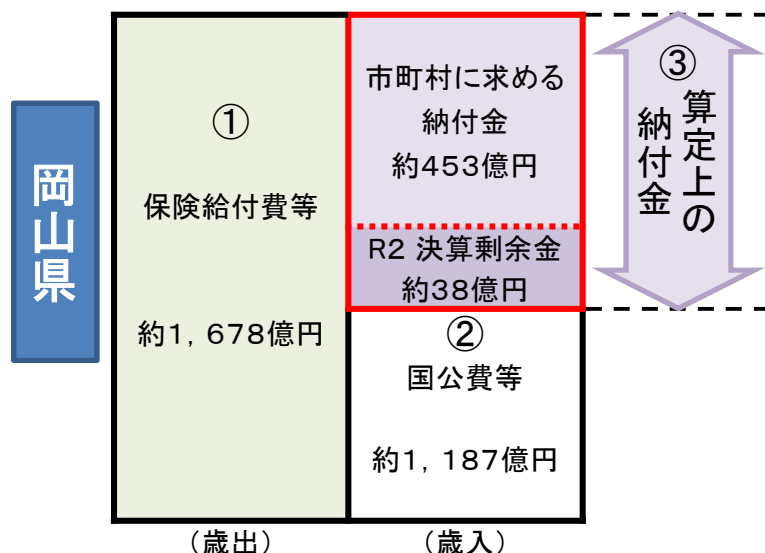
○市町村は、県が市町村ごとに決定した**納付金を県に納付する。**



岡山県の令和4年度納付金(確定係数)

○ 令和4年度の岡山県全体で必要な納付金額は、約453億円。(R3年度 462億円)

1. 納付金の算定方法について



・保険給付費等(①)は、国が示す方法を参考に、過去の伸び率により推計している。

・その保険給付費等(①)に対し、国庫等の公費(②)を見込む。

・①に対し、②を見込んだ上での不足額を各自治体からの納付金(③)で賄うこととなる。

・その結果、算定上の納付金(③)は、約491億円となる。

(R3年度 488億円)

2. 令和4年度の納付金額について

・岡山県では、令和2年度決算において、約38億円の剰余金が生じている。(R3年度 34億円)

⇒算定時に全額を調整財源として活用。

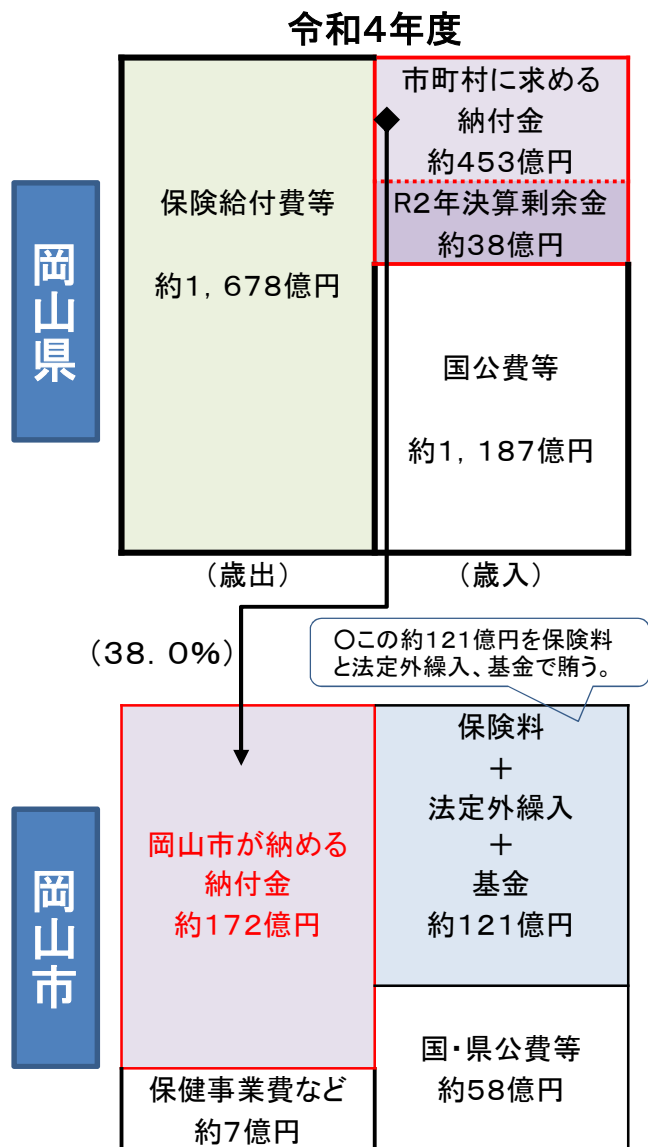
・その結果、算定上の納付金約491億円から、上記の約38億円を減算した約453億円が、市町村に求める納付金となる。

※ 対令和3年度納付金 Δ 9.0億円(98.1%)

※ 納付金総額は減額となるが、被保険者数が減少する見込みのため一人あたり納付金額は約2千円増額。

岡山市に求められた令和4年度納付金

- 令和4年度の岡山県全体で必要な納付金額は、約453億円。
- うち、岡山市に求められる納付金は、約172億円。(R3年度 176億円)



・岡山県が各市町村に求める納付金は約453億円。

・岡山県は、この約453億円を、被保険者数や医療費指数、所得係数に応じて、各市町村に配分する。

・その結果、令和4年度に岡山市に求められる納付金は、約172億円となる。

※対令和3年度納付金 △4.1億円(97.7%)

※納付金総額は減額となるが、被保険者数が減少する見込みのため一人あたり納付金額は約2千円増額。

・岡山市では、求められた納付金約172億円にそのほか、保険料で賄う保健事業費などの約7億円を加えた約179億円を公費と保険料、法定外繰入、基金で賄うこととなる。

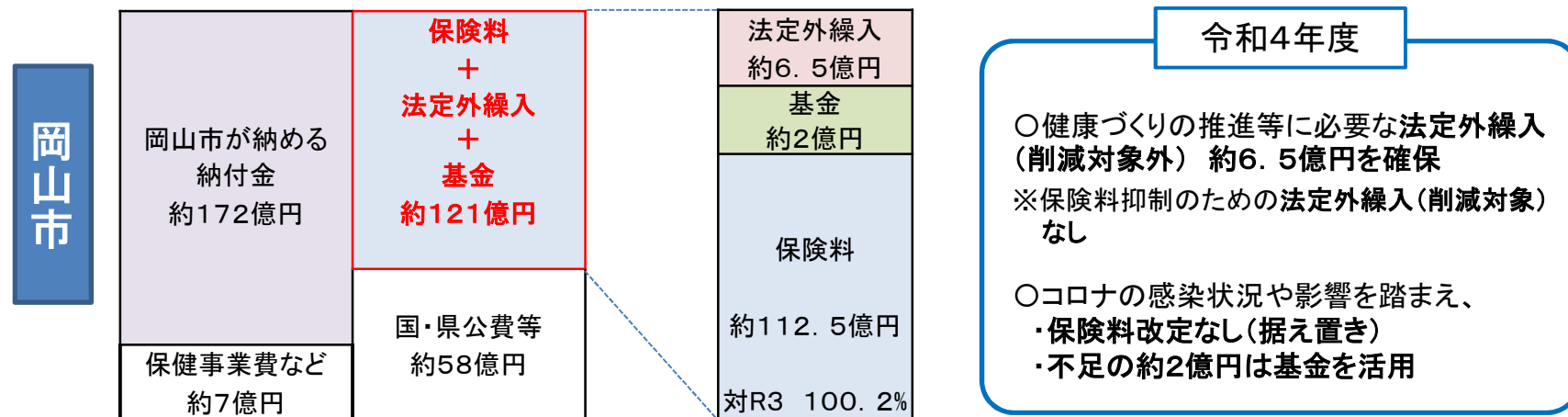
・令和4年度の公費は約58億円と見込まれるため、保険料と法定外繰入、基金で賄う額は約121億円となる。
(R3年度 122億円)

岡山市の令和4年度保険料予算(案)

- 令和4年度、保険料と法定外繰入(削減対象外)、基金で賄う額は、約121億円。
- 保険料改定しない場合、令和4年度の保険料収入見込みは、約112.5億円。
- 令和4年度の法定外繰入(削減対象外)は約6.5億円。
- 現在の基金残高は約31億円。

保険料予算検討にあたっての背景等

- 削減・解消を求められている「保険料を抑制するための法定外繰入」は、令和3年度予算で「0円」としている。
- 令和4年度以降の保険料は、被保険者の健康づくりの推進、保険料減免などの財源となる法定外繰入(削減対象外)は、維持しながら、原則、納付金の状況に応じた保険料の設定を行うこととしている。
- 納付金の増加による急激な被保険者の負担増や収支不足となった場合には、基金を活用する。
- 令和4年度の一人あたり納付金額は増加している。
- 新型コロナは未だ収束が見通せず、オミクロン株による感染が拡大している状況。国保には、自営業者、フリーランス、非正規雇用の方などコロナの影響を受けている方が多く加入しており、保険料の引き上げは慎重に検討する必要がある。



令和4年度の保険料は、**基金を活用し、一人当たり保険料額を前年度並みに据え置く**こととする。

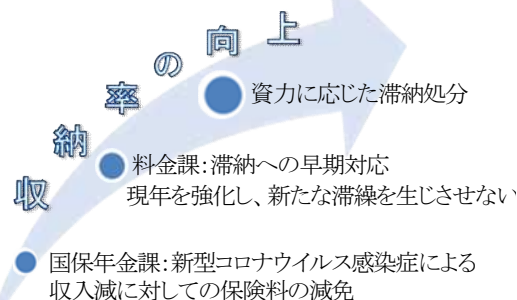
7 令和4年度保険料収納対策重点事業について

令和3年度の現況

< 国民健康保険料 収納率推移 >

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
現年	最終 (12月末)	89.5% (62.3%)	89.9% (62.7%)	90.7% (63.0%)	91.7% (63.4%)	91.9% (63.7%)	93.2% (64.8%)	(65.8%)	+ 1.0
滞繰	最終 (12月末)	24.2% (19.3%)	25.0% (19.7%)	27.0% (21.6%)	30.4% (24.0%)	30.6% (24.4%)	32.1% (26.5%)	(21.2%)	- 5.3
合計	最終 (12月末)	76.6% (53.8%)	77.5% (54.5%)	78.4% (55.0%)	80.4% (56.2%)	81.5% (56.9%)	83.3% (58.6%)	(59.6%)	+ 1.0

●12月末現在で、令和2年度に比べ滞繰繰越分は下がったが現年度分・合計は向上している。



滞繰繰越分の収納率減少要因：現年度収納率の向上に伴い、徴収困難な滞繰繰越分の割合が増えた為

新型コロナウイルス感染症の影響

◇納付相談への影響

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による納付困難世帯への対応

◇滞繰整理事務への制限等

- ・各種給付金等の差押停止
- ・給与減による給与取立の停止
- ・国保短期被保険者証送付時の呼出状の発送や催告時の積極的な来庁呼びかけの中止

なかなか収束しない新型コロナウイルス感染症の影響にともない収納動向が不透明な状況であり、今後も納付が困難との相談が多いと予想されるが、一定の効果を上げている滞繰整理の早期対応、細やかな納付相談や資力に応じた滞繰繰越分等の各種取組を充実、強化してこれからも継続して実施する。

参考資料（スマホ決済）

納付方法別収納割合（12月末時点件数ベース）

	令和2年度		令和3年度	
	件数	収納割合	件数	収納割合
口座振替	222,737	56.41%	221,592	55.73%
コンビニ	58,657	14.86%	57,528	14.47%
スマホ	629	0.16%	7,351	1.85%
窓口収納	82,813	20.97%	82,414	20.73%
特別徴収	30,015	7.60%	28,759	7.23%

PayPay

LINE Pay

令和2年10月導入

【傾向】

- ・PayPayの方が多い
- ・コンビニや銀行窓口収納等からスマホでの収納へ移行



■ 令和4年度の主要施策概要

I 滞納未然防止(口座振替等)

○窓口、電話による口座振替勧奨の強化

国保加入窓口で、口座振替原則化を踏まえたチラシと口座振替申込ハガキを渡して勧奨
また、キャッシュカードだけで手続きができるペイジー口座振替受付サービスの推進
国保加入後、口座振替未登録世帯へ勧奨、さらに郵送等での再勧奨

【12月末時点口座振替率推移】 (単位：%)

	H29	H30	R元	R2	R3
口振率	48.25	48.20	47.93	47.94	48.60

R3年度は上昇

○多様な納付方法の提供による利便性の向上

II 初期滞納者への対応強化

○滞納への早期対応に重点をおき、発生から1年以内の滞納解消に努め、現年度分の収納率向上を強力に推進することにより滞納繰越を生じさせないことを目指す

- 窓口・文書・電話・財産調査等初期対応強化
会計年度任用職員による窓口対応、電話・文書催告の強化
- 催告書送付時の夜間相談等の実施、広報の充実
- 外国人滞納者への催告書の多言語化
5カ国語に翻訳されたサイトへのQRコードを催告書に添付

III 滞納処分の早期着手・徹底

- 財産調査の拡大・早期着手
金融機関への預貯金照会の電子化の導入(令和4年度導入予定)
⇒ 生活実態を見極め、資力に応じた納付交渉や滞納処分を速やかに行う
新型コロナウイルス感染症の影響もあり、きめ細やかな対応が重要
- 継続的債権として、確実に換価が見込める給与・年金差押の強化
- 多様な債権の差押(売掛金、仮想通貨、太陽光発電の売電収入、金融商品等)

【参考】差押件数、換価金額の推移過去5年

年度	差押件数(件)	換価金額(円)
R3年度	(1,941)	(169,562,956)
R2年度	2,414 (1,563)	209,417,171 (155,878,579)
R元年度	2,512 (1,667)	173,408,332 (122,686,128)
H30年度	2,887 (1,818)	163,531,762 (115,541,795)
H29年度	2,073 (1,420)	100,859,301 (77,237,574)

差押え件数及び実際の保険料への換価金額については増加中。(12月末時点で前年比1,368万円増加)

()12月末現在の差押件数及び換価金額

IV 賦課・徴収部門の連携

- 年金特徴の強化(口座振替不履行者を特別徴収へ変更)
- 居所不明者の実態調査や年金被保険者情報等を活用した資格調査の実施、所得未申告者への申告勧奨を行い、賦課の適正化を図る

(1) 特定健康診査等の推進

① 特定健康診査

令和4年度目標 37.5%

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
目標値	31.5%	33.0%	34.5%	36.0%
実績値（法定報告）	30.5%	30.3%	27.2%	-

* 令和3年度実績値については、令和4年11月確定

< 受診率向上の取組 >

○ 受診者プレゼントキャンペーン

○ 次年度40歳到達者への通知

特定健診の目的・検査項目・自己負担を案内し健診受診意識の向上を図る

○ 受診勧奨事業

年齢、性別、受診歴等から勧奨対象の優先順位をつけ、電話勧奨やナッジ理論を活用し個々の特性にあった行動変容を促す内容の通知を送付する

② 検査結果提供

職場健診や人間ドック、医療機関で治療のために受けた検査のうち特定健診に相当する検査結果の提供を受け受診率向上を図る

	H30年度	R元年度	R2年度
個人からの提供	627件	581件	490件
医療機関からの提供	119件	133件	90件

③ 35歳からの健康診査

令和4年度目標 12.5%

30歳代の生活習慣病のリスクを有する人を早期に発見し介入することで、生活習慣病予防や重症化への進行防止を図る

	H30年度	R元年度	R2年度
受診率	10.2%	11.3%	10.0%

④ 特定保健指導

令和4年度目標 18.0%

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
目標値	10.0%	12.0%	14.0%	16.0%
実績値（法定報告）	8.5%	8.4%	9.9%	-

* 令和3年度実績値については、令和4年11月確定

< 実施率向上の取組 >

○ 利用勧奨通知（ハガキ送付）

○ 結果説明に引き続く特定保健指導

○ 初回面接終了者への運動指導クーポン発行

○ 直営による特定保健指導（保健センター実施）

○ 対象者への電話勧奨

⑤AI を活用した健康見える化事業

令和4年度目標 アプリ利用者 300人

特定健診結果からAIが算出した将来の健診結果予測・生活習慣改善案を対象者へ通知

(対象者) 特定保健指導対象者、生活習慣病予備群、BMI・腹囲基準値超過者

【実績】 令和2年度アプリ利用者 54人

⑥特定健診フォローアップ事業

令和4年度目標 翌年度健診結果の維持・改善割合 78.0%以上

肥満を伴わない有リスク者に対し、慢性腎臓病に着目した保健指導・医療受診勧奨を実施

【令和2年度】 77.0%

⑦生活習慣病重症化予防訪問指導

令和4年度目標 訪問後医療機関受診率 57.0%以上

医療受診勧奨域にある人を訪問し健康相談等により早期治療に結びつける

対象者のうち特定保健指導該当者に対しては利用勧奨も実施

【令和2年度】 医療機関受診率 56.7%

⑧糖尿病性腎症重症化予防事業

令和4年度目標 勧奨後医療機関受診率 50.0%以上

岡山県の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム（岡山方式）」に沿って対象者へ受診勧奨を実施

- ・健診受診者：特定健診において、空腹時血糖 126 mg/dl 以上または HbA1c 6.5% 以上の者
- ・治療中断者：過去に糖尿病治療歴があるが直近1年間に健診受診歴やレセプトにおいて糖尿病受療歴がない者

【令和2年度】 51.2%

*令和4年度治療中断者基準を変更するため、目標値を50%以上とする
(令和3年度まで) 前年度からの過去3年間に糖尿病治療薬の処方歴があった者で、直近3か月に糖尿病治療薬の処方がない者

(2) ジェネリック医薬品の普及啓発

令和4年度目標 使用割合 80.0%

ジェネリック医薬品差額通知を発送することにより、ジェネリック医薬品への切り替えを促し、医療費適正化へつなげる

<厚生労働省「保険者別の後発医薬品の使用割合」より抜粋>

	R元年9月	R2年3月	R2年9月	R3年3月
岡山市	75.6%	77.9%	78.8%	79.6%
岡山県	75.1%	77.6%	78.2%	78.9%
全国	74.9%	77.4%	78.2%	79.2%

令和3年9月分は集計中（例年3月頃公開）

(3) レセプト点検の充実 令和4年度目標 効果額、効果率を前年度より向上

システム抽出機能、縦覧・横覧・突合点検の電子化などを活用した点検実施
研修会等への参加による点検員のスキルアップ

	H30年度	R元年度	R2年度
1人あたり効果額	654円	685円	700円
効果率	0.19%	0.19%	0.20%

- *縦覧点検：同一傷病について複数月のレセプトを照合し点検すること
- *横覧点検：入院と外来のレセプトを照合し点検すること
- *突合点検：同一月で内科・歯科・調剤レセプトを照合し点検すること
- *1人あたり効果額：レセプト内容点検による過誤調整金額/被保険者数
- *効果率：レセプト内容点検による過誤調整金額/診療報酬保険者負担総額

(4) 適正受診の推進

①重複・頻回受診対策

令和4年度目標 対象者数の減少

対象者に適正受診等についての文書送付及び電話等による健康相談を実施し、通知後の状況等から必要があれば訪問等による状況確認・指導等を行う

【令和2年度】

区分		重複受診	頻回受診	重複服薬者
対象者数（実人数）		27人	221人	14人
実施人数 （延べ人数）	文書照会	27人	221人	14人
	健康相談	2人	11人	2人

②柔道整復療養費適正化事業

被保険者の疑義照会・啓発及び医療費通知を実施、縦覧点検業務については委託実施し、柔道整復療養費の適正化に取り組む

③海外療養費支給申請における重点審査

海外医療機関等に対する文書照会等を委託実施し、支給申請の審査を強化

(5) その他

①高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

国保保健事業から後期高齢者保健事業への切れ目のない保健指導等を検討

②医療費適正化のための連携(保健管理課・健康づくり課)

国保保健事業WG会議を開催し、保健事業を関係課と協力し推進

議 事（2）

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

■主 旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児の国民健康保険料の均等割額の軽減措置の導入及び保険料の賦課限度額を引き上げるため、岡山市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

■改正の概要

1. 未就学児の均等割保険料の軽減措置の導入

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割保険料を公費により5割軽減するもの。

2. 保険料賦課限度額の引き上げ

（現 行）99 万円（基礎分 63 万円＋後期支援分 19 万円＋介護納付金分 17 万円）

（改正後）102 万円（基礎分 65 万円＋後期支援分 20 万円＋介護納付金分 17 万円）

■施行期日

令和4年4月1日

未就学児の均等割保険料の軽減措置の導入及び保険料賦課限度額の引き上げについて

保険料の設定

岡山市国民健康保険の保険料は、応益(均等割・平等割)と応能(所得割)に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置(7・5・2割軽減)が講じられている。また、保険料の賦課限度額(上限額)が定められている。

改正内容

※施行日 令和4年4月1日

1. 未就学児の均等割保険料の軽減措置

- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割保険料を公費により5割軽減する。
- 公費の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

2. 保険料賦課限度額の引き上げ

- 中間所得者層の被保険者の負担軽減の観点から、基礎賦課分を2万円、後期高齢者支援金賦課分を1万円引き上げ。(介護納付金賦課額は据え置き)

